

## 東神楽町立学校オンライン授業システム導入業務仕様書

この仕様書は、東神楽町が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定める。

### 1. 業務名

東神楽町立学校オンライン授業システム導入業務

### 2. 事業目的

ICTを活用した授業配信及び遠隔合同授業のシステムを東神楽町立各小中学校に導入することで、不登校の未然防止や不登校児童生徒への適切な支援の実施を実現するもの。

#### (1) オンライン授業配信システムの導入

導入の対象校は東神楽町立東神楽中学校。

東神楽町立東神楽中学校において、第1から第3学年の各学年に1教室ずつ、計3教室のオンライン授業配信教室を設定した上で、授業撮影用カメラ、マイク、PCを設置し、オンラインで不登校生徒や感染症予防等の理由で登校できない生徒へ配信する環境を整備するもの

#### (2) 遠隔合同授業システムの導入

ア 導入の対象校は、東神楽町立東神楽小学校、東神楽町立東聖小学校及び東神楽町立志比内小学校。ただし、東神楽町立東神楽小学校については、既存の機器を活用して遠隔合同授業システムに参加するため、本事業においては必要に応じたソフトウェアの導入についてのみ対象とする。

イ 東神楽町立各小学校（計3校）で同時双方向授業実施のための環境を整備するもの。授業者及び児童の様子をそれぞれカメラで捉え、教材となる資料画像等を含めた情報を授業者の任意でディスプレイ上に投影できるシステムとし、授業者が実際に授業を行う学校1校と他校をオンラインで接続し、双方でコミュニケーションが図れるものとする。

### 3. 概要

本仕様書は東神楽町立学校にオンライン授業システムを導入するための仕様を定めたものである。

#### (1) 導入時の作業内容

ア システム初期設定作業

イ 操作マニュアルの作成及び学校職員への操作、運用サポート

#### (2) 運用・保守の作業内容

ア システム稼働後のサポート

- イ システムに関する操作、障害等への対応
- ウ システム障害発生時における報告及び対処、再発防止策の検討
- エ システムのメンテナンス等の事前連絡と実施報告

#### 4. 履行期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和6年3月19日とする。

#### 5. 導入対象施設

##### (1) オンライン授業配信システム

東神楽町立東神楽中学校（東神楽町南1条西3丁目6番1号）

※第1学年から第3学年の各学年の1教室ずつ（計3教室）に設置

##### (2) 遠隔合同授業システム

東神楽町立東神楽小学校（東神楽町南3条東1丁目2番1号）※1教室

東神楽町立東聖小学校（東神楽町ひじり野南1条2丁目1番1号）※1教室

東神楽町立志比内小学校（東神楽町字志比内73番地）※1教室

※各導入対象施設は別紙「システム設置箇所」を参照のこと（赤枠で囲った室が設置教室）

※ただし、東神楽町立東神楽小学校については、既存の機器を活用して遠隔合同授業システムに参加するため、本事業においては必要に応じたソフトウェアの導入についてのみを本事業の対象とし、機器の導入は行わない

#### 6. システム要件

##### (1) オンライン授業配信システムの必須要件

- ア 導入対象施設で行われる授業の様子を自宅その他導入対象施設以外の場所にいる生徒（最大40名程度）がインターネットを通じてリアルタイムで閲覧できること
- イ 授業者が使用する教材資料（デジタル素材）を必要に応じて配信できること
- ウ 配信授業を閲覧する生徒が授業者または授業補助者に対して質問等を行うことができること
- エ 上記を実現するための撮影用ビデオカメラ（教室の様子及び板書が撮影できるもの）、マイク・スピーカー（ワイヤレス）、操作用PC端末（授業者用及び授業補助者用としてシステム設置3教室に各2台、合計6台）、必要なソフトウェア（利用料が発生する場合は6か月分込み）を導入すること
- オ 受信者側が配信授業を閲覧するために使用する端末及びOSは、iPad（iPadOS）またはパソコン（windows10/11）であることとし、これらに対応するシステムとすること
- カ 必要に応じて授業配信を実施する教室を変更することができること（システムの可搬性を確保すること）

## (2) 遠隔合同授業システムの必須要件

- ア 導入対象施設のいずれかで行われる授業をその他の導入対象施設のシステム設置教室においてインターネットを通じてリアルタイムで閲覧できること
- イ 授業者の様子及び授業者が使用する教材資料（デジタル素材）を必要に応じて配信できること
- ウ 授業配信の送信側及び受信側が相互にコミュニケーション（意見交換等）を取れること
- エ 上記を実現するための大型モニタ（55V型以上。スタンド込み）、撮影用ビデオカメラ（教室の様子及び板書が撮影できるもの）、マイク・スピーカー（ワイヤレス）、操作用 PC 端末（東聖小学校及び志比内小学校のシステム設置教室に各 1 台、合計 2 台）、必要なソフトウェア（利用料が発生する場合は 6 か月分込み）を導入すること  
※各導入対象施設へ設置。ただし、東神楽町立東神楽小学校についてはソフトウェアのみ
- オ 必要に応じて遠隔合同授業を実施する教室を変更することができること（システムの可搬性を確保すること）

## (3) その他

- ア オンライン授業配信システム及び遠隔合同授業システムで必要となるインターネット環境（Wi-Fi 環境）及び機器のドメイン参加環境は東神楽町が提供することとする。
- イ オンライン授業配信システムにおいて、受信者側（生徒）が配信授業を閲覧するために個別に使用する端末は、本委託業務の対象外とする
- ウ 遠隔合同授業システムにおいて、受信者側の施設で配信授業を閲覧するために児童が個別に使用する端末の整備は、本委託業務の対象外とする
- エ (2) の必須要件を満たした上で、可能な限り利用者が手間なく簡便に利用できるほか、経済的合理性を兼ね備えたシステムを提案すること。

## 7. 納品物（成果物）

予定する成果物は、オンライン授業システム（オンライン授業配信システム及び遠隔合同授業システム）及びこれに付随する一切の機器、資料等であり、これらを本町が指定する期日までに納品すること。

なお、成果物の内容の詳細については、別途協議の上、決定する。

## 8. 検査及び受入

業務完了の承認は、東神楽町による検査に合格したときとする。

検査完了後、本仕様書との不一致が見られた場合は、監督員と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施することとする。なお、是正期間は検査から1年間とする。

## 9. その他

### (1) 機密保持

受託者は、受注業務の実施の過程で東神楽町が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受託者が掲示した情報及び受託者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。受託者は、本業務を実施するにあたり、東神楽町から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理すること。契約終了後も機密保持義務は、その効力を失わない。

### (2) 再委託

ア 受託者は、事前に東神楽町の書面による承諾を得ることなく、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、東神楽町が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、東神楽町の承認を得るものとする。

エ この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (3) その他

ア 受託者は、東神楽町の契約及び規則に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。

イ 本仕様書に定めのない事項については、東神楽町と受託者が協議して決定する。

ウ 契約履行上の疑義については、東神楽町と受託者が協力して解決すること。

エ ウの疑義については、東神楽町と受託者が協力して解決すること。